高情審答申第３８号

平成２０年９月３０日

高松市長　大　西　秀　人　殿

高松市情報公開審査会

会長　川　東　祥　次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成１９年３月２日付け高福保第１４６号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

１　審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開とした処分は相当であり，当該異議申立てを棄却すべきである。

２　公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高福保第１４６号の諮問に係るもの】

（１）　平成１８年４月１日以降に弁護士に支払った弁護士報酬（着手金，報酬金，法律相談料，書面による鑑定料，手数料，日当，顧問料を含む。）その他の一切の費用（交通費，印紙代，切手代を含む。）に関する一切の会計書類の全部および当該各支出に係る一切の起案文書の全部

（２）　平成１８年４月１日以降に公務に関する法律相談をした内容の分かる一切の文書その他の資料

平成１９年１月１０日：請求人からの公開請求を受付

平成１９年１月２４日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成１９年２月　５日：請求人からの異議申立書を受付

３　異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

（１）　本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。

（２）　本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。

（３）　本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例８条に違反し，本件処分は無効である。

４　実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

（１）　請求の対象となった事務・事業の概要

生活保護行政の適正かつ円滑な運営を目指す中で，生活保護事務上で発生する諸問題に適切・迅速に対応するため，弁護士相談を実施し，個別・具体的事案に応じた法律上の実務知識と具体的な手続き等に関し，相談・指導・教示を受けている。

（２）　非公開とした理由について

ア　生活保護事務に関する法律相談業務委託契約締結の起案文書ならびに歳出管理票および同控えのうち，団体および事業を営む個人の印影および金融機関情報について

印影は公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれがないとはいえないため，これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。また，金融機関情報については，事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり，誰に開

示するかは，当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものであって，当人の意思に基づかずして，取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは，当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例７条２号に該当し非公開が相当である。

イ　弁護士相談記録票について

個人に関する情報であって，当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより，特定の個人を識別することができるおそれがある。また，個人的な秘密をはじめとする要（被）保護者の個人情報や福祉事務所の内部管理の情報等が記載されており，公開することにより，関係者との信頼関係が損なわれ，被保護者への効果的な指導が行われなくなるなど，今後の生活保護に関する事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，条例７条１号および５号に該当し非公開が相当である。

５　審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

対象行政文書は，生活保護事務上で発生する問題の解決策について，法律上の助言を受けるため，契約を結んだ弁護士との一連の相談記録および当該事務に関連する決裁文書である。以下，非公開部分について検討する。

（１）　法人等の印影について

法人等の印影については，公表すべき合理的理由および必要性は無く，かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえないから，これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断する。よって，条例７条２号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２）　金融機関情報について

金融機関情報については，事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり，誰に開示するかは，当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって，当人の意思に基づかずして，取引関

係に無い一般市民にまでこれを公開することは，当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば，これを公開することは，当人の正当な利益を害すると認められるから，条例７条２号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（３）　弁護士相談記録票について

本件の当該記録票については，すべてが生活保護申請の対応についての記録票であり，法的問題についての現状分析，助言，指導，それを受けての実施機関の方針等を記載したものである。その内容については，個人が識別できる情報であることおよび様々な要因を踏まえたうえで実施機関が判断を導き出す過程の情報であることから，公開することによって事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，条例７条１号および５号に該当し，実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって，当審査会は，「1　審査会の結論」のとおり判断する。

６　審査処理経過

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
平成１９年３月　２日	諮問書受理
平成２０年６月２７日	実施機関からの非公開理由書受理
平成２０年８月１９日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年９月１９日	答申案審査
平成２０年９月３０日	答申